



平成14年(ワ)第3929号 損害賠償等請求事件

原告 日高 裕 司 外1名

被告 西日本旅客鉄道株式会社

答 弁 書

平成14年6月3日

大阪地方裁判所第5民事部合2B係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満2-6-8 堂ビル411号室(送達場所)

TEL 06-6366-6226

FAX 06-6366-6227

被告訴訟代理人弁護士 天 野 実



同 加 納 克 利



記

(本案前の答弁)

原告日高裕司による請求の趣旨1の訴えを却下する。

訴訟費用は原告日高裕司の負担とする。

との判決を求める。

(上記答弁の理由)

原告日高裕司(以下「原告日高」という。)による請求の趣旨1の訴えはその請求内容が不明確であつて特定性に欠けるから、不適法な訴えとして却下されるべきである。

すなわち、原告は訴状において、請求の趣旨及び原因によってその請求内容を

特定しなければならない(民事訴訟規則53条1項)。特に、請求の趣旨は、訴訟物に関して判決主文に対応するものであるから、原告の求める判決の効力、範囲が一見して明らかでなければならない。また、原告の請求が給付判決である場合、究極的には強制執行による給付の満足を予定しているものであるから、その請求の趣旨の記載は一見して強制執行が可能な程度に明確でなければならない。

ところで、前記請求の趣旨1は「被告は、原告日高裕司に対し、別紙物件目録記載の施設内を禁煙室とせよ。」というものであるが、これは、被告の施設管理権に基づく権能の発動を求めるものか、労働契約に基づいて、他の社員に対する一定の業務命令の発出を求めるものか不明であるうえに、「禁煙室とせよ」というだけでは被告の作為義務の具体的内容は一向に明確にされていない。即ち、当該施設に例えば「禁煙」や「禁煙室」の表示を掲示すべきことを求めているのか、単に社員に対して喫煙禁止を通知することで足るのか、通知するとしてどの範囲の社員を対象とするのか等も不明確であるし、禁煙措置の違反者に対する取扱いも明示されていない。別紙物件目録記載の施設内といっても、各施設ごとに室内の大きさ、利用状況、換気扇等の設置状況等が区々であり、これらを一律に取り扱えるか否かも不明である。また、物件目録5.「大阪駅乗務員詰所(上り、下り)」とあるが、大阪駅には合計7のホーム(大阪環状線ホームを含む)及び合計9の乗務員詰所が存在しており、原告らの指す「乗務員詰所(上り、下り)」とは具体的にどの乗務員詰所を指すのか明らかでない。

以上のとおり、原告日高による請求の趣旨1は、請求を特定するものとはいえず、不適法と言うべきである。

(本案の答弁)

原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

(請求の原因に対する認否)

第1 「当事者」

概ね認める。但し、原告名尾茂義（以下「原告名尾」という。）が2000年9月から出向しているのは「大阪メディア・サービス」ではなく「大阪メディア・サービス株式会社」である。

第2 「原告らの受動喫煙の状況及び本件訴訟に至る経過」

1 「原告日高裕司の経歴」

概ね認める。但し、同原告が旧国鉄入社時に採用されたのは「新川駅運輸係」ではなく、「新川駅準職運輸係」である。

2 「原告名尾茂義の経歴」

明石車掌区当時、原告日高と同様の受動喫煙による被害を被ってきたとの主張は不知、その余は概ね認める。但し、同原告が1969年4月に正社員として職務に就いたのは「粟生駅駅務係」ではなく「粟生駅駅務掛」である。また、明石車掌区専務車掌の職務に就いたのは1986年8月ではなく同年11月のことである。

3 「原告らの受動喫煙の状況及び被害」

(一) 概ね認める（但し、前述のとおり「大阪駅乗務員詰所（上り、下り）」とは具体的にどの乗務員詰所か明らかでないため認否できないので、原告らにおかれては、ホーム番線等によって具体的に特定されたい。）。

(二) 原告らのような乗務員に関し、通常、乗務前後の10～15分間は勤務時間とされていることは認め、原告らが息苦しくなったり、目が充血し、咳が出る、頭が痛くなる、体がタバコ臭くなる等の大変な苦痛を被っていることは不知、その余は後述するものを除いて否認ないし争う。

原告らが指摘する全ての乗務員詰所等において、終日、タバコ煙が室内に充満しているか否か定かでないため、詳細は調査のうえ迫って述べることとするが、乗務員詰所等は、一乗務が終了してから次の乗務まで待機ないし休憩するために利用されているものの、上記乗務前後の10～15分程度の勤

務時間を除く休憩時間中は必ずしも当該詰所等において待機することが義務づけられているわけではないし、食事も当該詰所等で取らなければならないものではない。したがって、仮に室内にタバコ煙が充満しているとしても室外にてこれを避けることも十分可能である。また、次の乗務まで長ければ2時間程度存する行路があるかもしれないが、むしろ稀であり、行き先地の時間はより短時間のものが殆どである。場所によっては乗務員詰所が狭いため満室状態になることもあるかもしれないが、居合わせた全員が喫煙をしているとは限らないし、全ての乗務員詰所等において常にテーブルの上にタバコの灰が落ちているとも限らない。原告らは「乗務員詰所、乗務員休憩所等は、タバコ煙の充満した『ひどく匂う汚い喫煙室』である。」とも言うが、誇張した主張である。その他、原告らは、衝立や換気扇等の設置、喫煙及び禁煙テーブルの指定等について効果がない旨主張するが、具体的にどの乗務員詰所等のことを指しているのか明らかでないので、現段階では認否の限りでない。

(三) 明石車掌区の車掌の勤務形態として、2暦日にわたる勤務が主で一部1暦日の勤務があること（就業規則上、車掌の勤務種別は、「日勤勤務」や「1昼夜交代勤務」とされており、勤務は指定した乗務行路表によって決定される。）、西明石駅から京橋駅までの駅数及び所要時間数、並びに西明石駅から高槻駅までの駅数及び所要時間数、ドアを閉める時に安全を確認すべきであること等は概ね認めるが、その余は否認ないし争う。車掌の業務は特にストレスの多い激務というわけではない。

(四) 被告において本社社屋は新築時より完全分煙化していることは認め、その余は否認する。本社社屋内における喫煙は、必然的に勤務時間中における職場内でのものとなるため、乗務員詰所等における休憩時間中の喫煙と同列には論じ得ない。それでも、現在、被告は乗務員詰所等を含めた現業機関の分煙化対策を講じつつあり、既に多くの乗務員区所の本区では事務室や休憩室

等の禁煙あるいは分煙対策が実施済みであって、乗務員ら被告従業員の健康をないがしろにしているとの主張は強く争う。

4 「被告との交渉、調停の経過」

吉田区長が喫煙をすること、原告日高が同区長に対し、分煙対策を要望したこと、2000年2月24日に乗務員詰め所の一部を「禁煙テーブル」に指定し、掲示・点呼で周知を函ったこと、原告日高が2000年5月10日に明石簡易裁判所に調停を申し立てたこと及びその申立ての趣旨、同申立後の同年5月29日に明石車掌区乗務員詰所のテーブルがもう一つ禁煙テーブルになったこと、調停は同年6月30日の第1回期日以降6回にわたって行われ、その中で明石車掌区の2階食事室を喫煙室とし、乗務員詰所を禁煙とすることで分煙にしたこと、姫路駅乗務員詰所(東)を分煙にしたこと、2001年3月6日に調停が不調に終わったことは認め、原告の喫煙に対する感覚に関する主張は不知、その余は否認する。

第3 「喫煙及び受動喫煙の有害性と規制の状況」

(1) 「喫煙及び受動喫煙の有害性と健康被害」

- 1 概ね認める。
- 2 概ね認める。
- 3 概ねその旨の医学的報告がなされていることは認める。
- 4 いわゆる副流煙の有害性及び受動喫煙の身体に対する影響につき、原告らの主張に沿う報告等がなされていることは認めるが、他方、受動喫煙の身体に対する影響については必ずしも明らかではないとする医学的見解も存在する。

(2) 「世界保健機構(WHO)の勧告」

原告ら主張にかかる勧告が存在することは認める。

(3) 不知。

(4) 「わが国における喫煙の規制」

- 1 原告ら主張にかかる労働安全衛生法その他の規定等が存在することは認め
(但し④の労働省告示59号では「タバコの煙や臭い」という記載はなく、
正確には「浮遊粉塵と臭気等」である。)、その余は不知。
 - 2 原告ら主張にかかる「職場の喫煙対策ガイドライン」が策定されているこ
とは認めるが、「職場の3分の1は喫煙場所を分離して設けるなどの対策を
進めている」との報告は不知。
 - 3 原告ら主張にかかる「国民の健康づくり運動計画」が策定されていること
は認める。
 - 4 被告その他JR各社の新幹線では16両編成の車両のうち11両が禁煙車
両になっていることがあることは認め、その余は不知。
- (5) 「喫煙者の喫煙の自由について」((4)とあるのは(5)の誤記と解する。)
争う。

第4 「原告らの請求の法的根拠」

1 「人格権」

いわゆる「人格権」が判例上保護されるべき権利として承認されていること
は認めるが、本件で原告らが人格権侵害による損害賠償請求及び差止請求をす
ることができるとの主張は争う。

2 「安全配慮義務」

一般的に雇用契約関係において、いわゆる「安全配慮義務」が判例上認めら
れていることは認めるが、今日において執務室等職場で分煙措置をとることは
安全配慮義務の具体的内容として確立されているとか、被告は乗務員詰所にお
いて分煙措置をほとんどとらず原告らを含む労働者に間接喫煙を強いて
おり安全配慮義務を履行する義務を怠っている等の主張は争う。

第5 「損害」

1 「不快感による精神的苦痛」

たばこの煙の組成は認め、その余は不知。

2 「健康被害による精神的苦痛」

(1) 「現実の健康被害」

受動喫煙により原告ら主張のとおり[○]の身体的影響が出る可能性があることは認めるが、具体的に原告らにどのような症状が生じているかについては不知。

(2) 「重篤な病気が発生するリスク」

否認ないし争う。前述のとおり、受動喫煙の身体に対する影響については医学上必ずしも見解が定まっているものではない。

3 損害額

否認ないし争う。

第6 「結論」

争う。

(被告の主張)

追って主張するが、その前提として、原告らにおかれては、以下の事項につき釈明に応じられたい。

- 1 請求の趣旨のうち、原告日高は、被告に対し、訴状添付別紙物件目録記載の施設内を禁煙室とすることを求めているが、そのうち「5. 大阪駅乗務員詰所（上り、下り）」とは大阪駅構内のどの乗務員詰所を指しているのか具体的に特定されたい。
- 2 原告らが主張する受動喫煙の身体に対する影響（訴状8～9頁）として指摘している各種報告等につき、具体的に文献等の根拠資料を提出されたい。
- 3 原告らが主張する現実の健康被害につき、具体的にどのような症状が生じたのか時期を特定したうえ医師の診断書等を提出して主張されたい。

以上